

衆議院小選挙区 最小選挙区等との較差が2倍以上等となる選挙区の数

○宮城5区（最小選挙区）を基準とした場合

○鳥取2区（人口最小県の人口最小選挙区）を基準とした場合

選挙区	較差
1 東京 1区	2.334
2 東京 3区	2.203
3 東京 5区	2.187
4 北海道 1区	2.179
5 愛知 12区	2.164
6 東京 19区	2.154
7 東京 16区	2.150
8 埼玉 3区	2.149
9 東京 22区	2.148
10 兵庫 7区	2.145
11 東京 6区	2.145
12 福岡 2区	2.129
13 東京 23区	2.129
14 兵庫 6区	2.126
15 埼玉 2区	2.125
16 東京 24区	2.119
17 神奈川 13区	2.119
18 東京 8区	2.076
19 東京 11区	2.065
20 東京 9区	2.059
21 東京 2区	2.056
22 神奈川 15区	2.050
23 神奈川 14区	2.049
24 愛知 7区	2.046
25 神奈川 7区	2.044
26 京都 6区	2.042
27 静岡 5区	2.040
28 千葉 4区	2.039
29 神奈川 5区	2.036
30 東京 7区	2.034
31 神奈川 10区	2.029
32 北海道 5区	2.025
33 北海道 2区	2.012
34 大阪 9区	2.010
35 大阪 4区	2.007
36 宮城 2区	2.004
37 北海道 3区	2.001

合計 37 選挙区

選挙区	較差
1 東京 1区	2.225
2 東京 3区	2.100
3 東京 5区	2.084
4 北海道 1区	2.077
5 愛知 12区	2.062
6 東京 19区	2.053
7 東京 16区	2.049
8 埼玉 3区	2.048
9 東京 22区	2.048
10 兵庫 7区	2.045
11 東京 6区	2.044
12 福岡 2区	2.030
13 東京 23区	2.029
14 兵庫 6区	2.027
15 埼玉 2区	2.026
16 東京 24区	2.020
17 神奈川 13区	2.020

※ 鳥取2区未満の選挙区

1 青森 3区	0.988
2 鹿児島 5区	0.984
3 福島 4区	0.973
4 宮城 5区	0.953

合計 21 選挙区

◆緊急是正法（平成24年法律第95号）における区割り改定基準

- ・各選挙区の人口は、人口最少県（鳥取県）の人口最少選挙区（鳥取2区）の人口以上であって、かつ、当該人口の2倍未満であること。【附則第4条第2項第1号】
- ・選挙区の改定案の作成にあたっては、当該都道府県の区域内の各選挙区の人口の均衡を図り（鳥取県の選挙区の改定案作成の場合に限る。）、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行うこと。【附則第4条第2項第2号】